

山梨県公報

第千二百五十四号

平成十三年

十二月二十七日

木曜日

目次

道路の区域変更	六七三
公告	六七三
松くい虫駆除命令内容の公表	六七三
土地区画整理事業の施行認可	六七四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六七四
土地改良区役員の退任及び就任	六七五
公安委員会	六七五
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	六七六
遊技機の型式の検定	六九九

告示

山梨県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十四年一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
塩山市大字上萩原字萩原山四七八三番の二地先	旧	九・九	九九六・一
	新	二〇・六	七六五・〇

公告

●松くい虫駆除命令内容の公表
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十三年十二月二十七日

山梨県知事 天野 建

一 区域及び期間

1 区域

塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び関係地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成十四年一月十五日から同年一月二十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。

以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、若しくは当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、3により申請書を提出する場合はこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 土地区画整理事業の施行認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可した。

平成十三年十二月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 施行者の名称
大月市
- 二 事業施行期間
平成十三年年度から平成十四年度まで
- 三 施行地区
大月市大月二丁目字六貫メ及び字宮原の一部
- 四 土地区画整理事業の名称
大月駅前通線土地区画整理事業
- 五 事務所所在地
大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内
- 六 施行認可の年月日
平成十三年十二月十七日
- 七 施行者の住所
大月市大月二丁目六番二十号
- 八 公告の方法
大月市役所の掲示板に掲示するものとする。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十二月二十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨市下石森字宮ノ前七の一、七の二、八の一、八の二、一一の一、一五、一六、一七、一八の一、一九の一、二二の一、二二の二、二二の三、二四、二五、二七、二八、二九の一、二九の二、三〇、三一の一、三四の一、三五の一、三五の二、三八、三九、四一、六七の一、六七の五、六九の一、七三及び七七並びに上石森字宮ノ前一二二三の三、一二二六及び一二二七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び山

梨市役所に備え置いて縦覧に供する。
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内一丁目十六番四号 株式会社オギノ 取締役社長 荻野寛一

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田富町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十三年十二月二十七日

山梨県知事 天野 建

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	竹野 金造	中巨摩郡田富町山之神六四二番地	平成十三年九月三十日
同	小林 昭示	馬籠八八九番地	同
同	小池 安正	白井阿原六八三番地	同
同	鮎沢 豊秋	布施二〇七二番地	同
同	川崎 孝明	山之神三四五一番地	同
同	樋口 達哉	布施二〇九一番地	同
同	渡辺 辰夫	布施二二五番地	同
同	河西 信	西花輪四六番地	同
同	小澤 守	西花輪一三一五番地	同
同	樋泉 弦一	東花輪四五二番地	同
同	田中 照美	東花輪二一番地	同
同	田中 健夫	東花輪三七二番地	同
同	村松 拓夫	藤巻一五六一番地	同
同	保坂 治文	今福四四三番地	同
同	若尾 茂男	今福二九〇番地	同

二 就任

同	森本 烈	同	同
監事	井上 進	東花輪一六八八番地	同
同	河西 保	布施二〇九番地	同
同	小林 直造	布施一八〇六番地	同
同	功刀 宝	西花輪二六〇番地	同
同	橘田 康雄	藤巻六四三番地	同
同	田中 誠	大田和八七一番地	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	竹野 金造	中巨摩郡田富町山之神六四二番地	平成十三年十月一日
同	鮎沢 豊秋	布施二〇七二番地	同
同	河西 信	西花輪四六番地	同
同	石原 文雄	今福新田五二五番地	同
同	川崎 孝明	山之神三四五一番地	同
同	樋口 達哉	布施二〇九一番地	同
同	渡辺 辰夫	布施二二六八番地	同
同	小池甲子男	白井阿原一〇〇六番地	同
同	鮎沢 義博	西花輪三〇九番地	同
同	田中 照美	東花輪二一番地	同
同	田中 健夫	東花輪五一七番地	同
同	樋泉 明	東花輪三七二番地	同
同	田中 健夫	東花輪三七二番地	同
同	小林 昭示	馬籠八八九番地	同

五九	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地 の二先(国道一四一)と広域農 道との十字路交差点)	たかねの湯南	平成一三年八月九日 告示第三二号
----	--	--------	---------------------

五九	北巨摩郡高根町箕輪七一五番地 の二先(国道一四一)と広域農 道との十字路交差点)	たかねの湯南	平成一三年八月九日 告示第三二号
----	--	--------	---------------------

六〇	北巨摩郡大泉村西井出八、二四 〇番地の二、四九三先(村道大 泉寺畑線と村道石堂第二号線と の十字路交差点)	石堂上	平成一三年二月二七日 告示第五五号
----	--	-----	----------------------

四四	南巨摩郡増穂町最勝寺七七四番 地の三先(町道最勝寺小林一 線と町道最勝寺青柳三三線との 十字路交差点)	最勝寺中央会 館前	平成一三年二月二五日 告示第四号
----	--	--------------	---------------------

四四	南巨摩郡増穂町最勝寺七七四番 地の三先(町道最勝寺小林一 線と町道最勝寺青柳三三線との 十字路交差点)	最勝寺中央会 館前	平成一三年二月二五日 告示第四号
四五	南巨摩郡増穂町長沢一三六番地 の七先(町道長沢青柳線と町道 天神中条長沢三三線との十字路 交差点)	文化会館東	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四六	南巨摩郡増穂町最勝寺九番地の 一先(町道戸川添一三線と町道 八丁山線と町道大久保一三線と の十字路交差点)	大久保	平成一三年二月二七日 告示第五五号

三三	西八代郡市川大門町下大鳥居七 八番地の二先(県道市川大門 六八番地の二先(国道一四一)と 域農道との十字路交差点)	富士川大橋	平一〇・九・一四 告示 第四五号
----	--	-------	------------------------

三三	西八代郡市川大門町下大鳥居七 八番地の二先(県道市川大門 六八番地の二先(国道一四一)と 域農道との十字路交差点)	富士川大橋	平成一〇年九月一四日 告示第四五号
----	--	-------	----------------------

三三	西八代郡市川大門町三、七五〇 番地の二先(国道一四〇)と町 道向新田八三線との十字路交差 点)	富士見団地入 口	平成一三年二月二七日 告示第五五号
----	--	-------------	----------------------

一三七	東八代郡八代町南一、一九〇番 地の二先(県道甲府八代線と町 道一四四線と町道一四二線 との十字路交差点)	県営八代団地 入口	平成一三年一月八日 告示第四七号
-----	---	--------------	---------------------

一三七	東八代郡八代町南一、一九〇番 地の二先(県道甲府八代線と町 道一四四線と町道一四二線 との十字路交差点)	県営八代団地 入口	平成一三年一月八日 告示第四七号
一三八	東八代郡石和町八六番地の 一先(町道七三線と町道三一 号線との十字路交差点)	硯水西	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一三九	東八代郡一宮町金田一、一四七 番地の二先(町道末木井線と 町道金田塩田線と町道金田北都 塚線との十字路交差点)	金田駐在所前	平成一三年二月二七日 告示第五五号

六一	東山梨郡勝沼町勝沼三、四七〇 番地の二先(国道二〇)と県道深沢 等々力線との十字路交差点)	深沢入口	平成一三年一月一日 告示第四四号
----	---	------	---------------------

六一	東山梨郡勝沼町勝沼三、四七〇 番地の二先(国道二〇)と県道深沢 等々力線との十字路交差点)	深沢入口	平成一三年一月一日 告示第四四号
六二	塩山市上井尻六〇七番地先(市 道上井尻二七号線と市道上井尻 道)	清水寺西	平成一三年二月二七日 告示第五五号

二五	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(国道二〇号と町道蔵中)	蔵中入口	平成一二年二月一四日 告示第五一号
二二八	南都留郡足和田村大嵐五五九番地先(県道鳴沢河口湖線と村道二〇二号線と二〇一六号線との十字路交差点)	大嵐小学校前	平成一三年一月八日 告示第四七号
二二九	富士吉田市上吉田一、〇五三番地の二先(市道あらや中宿線と市道吉祥寺線との十字路交差点)	東京電力東	平成一三年二月二七日 告示第五五号
二二八	南都留郡足和田村大嵐五五九番地先(県道鳴沢河口湖線と村道二〇二号線と村道二〇一六号線との十字路交差点)	大嵐小学校前	平成一三年一月八日 告示第四七号
四四	都留市大野三五三番地の二先(県道都留道志線と市有道路との丁字路交差点)	附属小学校前	平成一三年一月八日 告示第四七号
四五	都留市上谷二丁目五番三〇号先(県道高畑谷村停車場線と市道谷村町駅前通り線と市道上谷家中川通り線との十字路交差点)	城南公園前	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四六	南都留郡秋山村三、二五三番地先(県道四日市場上野原線と村道田野入線との丁字路交差点)	秋山トンネル南	平成一三年二月二七日 告示第五五号

六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(国道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	蔵中入口	平成一二年二月一四日 告示第五一号
二二六	北都留郡上野原町上野原三、七七九番地先(町道南裏線と町道田町寺畑線との十字路交差点)	上野原役場東	平成一三年二月二七日 告示第五五号
六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(県道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	蔵中入口	平成一二年二月一四日 告示第五一号
六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(県道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	蔵中入口	平成一二年二月一四日 告示第五一号

に改める。
別表第三中

六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(県道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	大型自動車、大型特種自動車	終日	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(県道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	大型自動車、大型特種自動車	終日	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
六七三	東八代郡石和町小石(軽自動車沿道係車を除く)	軽自動車、小型自動車	日曜等 日の除 く七時 から九 時まで	石和	平成一三年一月二七日 告示第五五号
六七二	北都留郡上野原町四方津四一七番地先(県道二〇号と町道蔵中学校との丁字路交差点)	大型自動車、大型特種自動車	終日	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号

を

四二九	県道増穂若草線	南巨摩郡増穂町青柳一、三二二番地の先(追分交差点)	南進する車両	終日	鵜沢	平成十三年三月一日 告示第九号
-----	---------	---------------------------	--------	----	----	--------------------

に改める。
別表第六中

一八七	県道之蔵山線	山梨市北一七六番地先(八幡橋西詰Y字路交差点)	北進する車両	終日	日下部	平成十三年二月七日 告示第五五号
一八六	県道瀬富沢線	南巨摩郡富沢町福土二四、五五九番地の先(中華料理珍竹林南側)	東進する車両	終日	南部	平成十三年二月七日 告示第五五号
一八五	県道豊崎線(新山梨環状道路内ラップウェイ)	中巨摩郡若草町鏡中条二、一五六番地先(若草ランプ交差点)	南進する車両	終日	小笠原	平成十三年二月七日 告示第五五号
一八四	県道川大市延下線	西八代郡下野町三沢七三番地の先(町道字野尾線との丁字路交差点西側)	東進する大型自動車、特殊自動車(自動車を除く)	終日	市川	平成十一年二月一日 告示第五〇号

を

						マイクを除去
--	--	--	--	--	--	--------

に

八二七	町道青柳長沢線	南巨摩郡増穂町長沢一三六番地の先(文化会館東交差点)			鵜沢	平成十三年二月二十七日 告示第五五号
-----	---------	----------------------------	--	--	----	-----------------------

を

八二七	町道	南巨摩郡増穂町長沢二二六番地の先(志村国男方前)			鵜沢	四九・四・一一六号
-----	----	--------------------------	--	--	----	-----------

に改める。
別表第十中

四三三	国道二五号	南巨摩郡富沢町福土二四、五五九番地の先(中華料理珍竹林南側)	南進する大型自動車、特殊自動車	終日	南部	平成十三年二月二十七日 告示第五五号
四三一	県道豊崎線(新山梨環状道路内ラップウェイ)	中巨摩郡若草町鏡中条二、一八〇番地の先(Bランプウェイとの合流部)	北進する車両	終日	小笠原	平成十三年二月二十七日 告示第五五号
四三〇	県道豊崎線(新山梨環状道路内ラップウェイ)	中巨摩郡若草町鏡中条二、一五六番地の先(若草ランプ交差点)	北進する車両	終日	小笠原	平成十三年二月二十七日 告示第五五号
四二九	県道増穂若草線	南巨摩郡増穂町青柳一、三二二番地の先(追分交差点)	南進する車両	終日	鵜沢	平成十三年三月一日 告示第九号

二、〇五七	県道長	北巨摩郡長坂町長坂上条二、〇	四	長坂	平成十三年二
二、〇五七	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、〇番地先(北沢バルブ前)	一	長坂	五二・九・三〇号
一、九八一	国道一四〇号	甲府市横根町九六四番地先(十郎橋西交差点)	五	甲府	平成十三年二月二十七日告示第五五号
一、九八一	国道一四〇号	甲府市桜井町九六四番地先(十郎橋西交差点)	三	甲府	五二・一一・一〇三八号
一、〇〇四	県道未坪井線	東八代郡一宮町金田一、一四七番地の一先(金田駐在所前交差点)	四	石和	平成十三年二月二十七日告示第五五号
一、〇〇四	県道荒屋一宮線	東八代郡一宮町金田一、一四三番地の一先(金田駐在所前交差点)	三	石和	平七・一・三〇第四号
九八五	県道白井河原八田線	東八代郡石和町窪中島二八九番地先(英和幼稚園北側)	一	石和	平成十三年二月二十七日告示第五五号
九八五	県道白石和原線	東八代郡石和町窪中島二〇四番地先(英和幼稚園前)	一	石和	四九・四・一一六号

二、八二二	県道甲府市昭和三和線	中巨摩郡昭和三和町西条一、五一四番地先(昭和水源入口交差点)	三	府南甲	平成十三年二月二十七日告示第五五号
二、八二二	県道甲府市昭和三和線	中巨摩郡昭和三和町西条一、五一四番地先(昭和水源入口)	二	府南甲	六〇・一・一七一〇号
二、二二五	県道高谷村畑停車場線	都留市上谷二丁目五番三〇号先(城南公園前交差点)	一	都留	平成十三年二月二十七日告示第五五号
二、二二五	市道谷村前通り線	都留市上谷二丁目五番二二号先(栄嘉堂商店)北側	一	都留	五二・一一・一四四号
二、一一二	町道七号	東八代郡石和町広瀬八六番地の一先(硯水西交差点)	一	石和	平成十三年二月二十七日告示第五五号
二、一一二	町道二〇六号	東八代郡石和町広瀬八二番地先(砂原清泰方)南側交差点	一	石和	五二・一一・一四四号
	坂高根線	四〇番地先(清光寺坂上交差点)			月二十七日告示第五五号

ス

三、五〇〇	国道一 川大府市 線大府市 イ大府市 スバ八門	西八代郡市川大門町向新田三、七五二番地の先(富士見団地入口交差点)	一	市川	六三・一一・一〇第二八号
-------	-------------------------------------	-----------------------------------	---	----	--------------

三、五〇〇	国道一 四〇号	西八代郡市川大門町三、七五〇番地の先(富士見団地入口交差点)	二	市川	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	------------	--------------------------------	---	----	-----------------------

三、七五五	町道	北都留郡上野原町四方津一、八六四番地の先(コモア四方津入口交差点)	一	上野原	平三・九・三〇第一四号
-------	----	-----------------------------------	---	-----	-------------

三、七五五	国道二 〇号	北都留郡上野原町四方津一、八六四番地の先(コモア四方津入口交差点)	二	上野原	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	-----------	-----------------------------------	---	-----	-----------------------

四、〇〇六	県道 四日市 場上野 原線	南都留郡秋山村三、二三五番地の先(秋山トンネル南側)	一	都留	平七・三・一六 告示第一五号
-------	------------------------	----------------------------	---	----	-------------------

四、〇〇六	県道 四日市 場上野 原線	南都留郡秋山村三、二五三番地の先(秋山トンネル南交差点)	三	都留	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	------------------------	------------------------------	---	----	-----------------------

四、〇六四	町道 一〇号	中巨摩郡昭和町築地新居一〇五番地の先(築地新居北交差点)	四	南甲府	平一・一・一一 告示第六号
-------	-----------	------------------------------	---	-----	------------------

四、〇六四	町道一 〇号	中巨摩郡昭和町築地新居一〇五番地の先(築地新居北交差点)	五	南甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	-----------	------------------------------	---	-----	-----------------------

四、〇九二	町道	東八代郡一宮町国分一、一六六番地の先(四の橋北詰交差点)	一	石和	平八・二・五 告示第五号
-------	----	------------------------------	---	----	-----------------

四、〇九二	町道 山梨御 線	東八代郡一宮町国分一、一六六番地の先(四の橋北詰交差点)	二	石和	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	----------------	------------------------------	---	----	-----------------------

四、二四二	県道 敷島 田	中巨摩郡竜王町篠原一、六九二番地の先(望月甲三郎方前交差点)	二	南甲府	平九・八・一四 告示第四一号
-------	---------------	--------------------------------	---	-----	-------------------

四、二四二	県道 島田 富	中巨摩郡竜王町篠原一、六九二番地の先(新居南交差点)	二	南甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	---------------	----------------------------	---	-----	-----------------------

四、六五九	町道 大屋敷 線	北巨摩郡双葉町竜地三、六〇五番地の先(鳥ヶ池二コータウン西側交差点)	三	葦崎	平一・二・四・一 告示第二一号
-------	----------------	------------------------------------	---	----	--------------------

四、八二二	市道青 梅支線	山梨市後屋敷五六四番地の二先 (東後屋敷交差点)	三	部下	平成一三年一月八日 告示第四七号
四、八三二	国道一 四〇号	甲府市横根町九五一番地の二先 (英和学院前ロータリー入口交差点)	一	甲府	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三三	国道一 四〇号	甲府市横根町九四九番地の二先 (英和学院入口交差点)	一	甲府	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三四	市道	甲府市横根町九四六番地の二先 (英和学院正門前交差点)	一	甲府	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三五	町道一 線一九号	中巨摩郡田富町白井阿原一、九〇三番地三〇先(櫛アマダ甲府センター西側)	一	南府	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三六	町道一 線一九号	中巨摩郡田富町西花輪二、七二五番地の六先(クスリのサンロード南東角交差点)	三	南府	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三七	町道今 諏訪北 村線	中巨摩郡白根町西野二、〇五四番地の二先(芦沢秀樹方西側交差点)	二	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三八	町道西 野九六 号線	中巨摩郡白根町二、〇八四番地 先(徳洲会病院北東角交差点)	一	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三九	町道中 島富士 川線	南巨摩郡富沢町富士二八、五〇七番地の三先(スナック道化師南側)	一	南部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八四〇	町道二	東八代郡石和町広瀬二〇四番地	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号

四、八三一	二道二 号線	先(森富雄方西側交差点)	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三二	町道二 号線	東八代郡石和町唐柏五八三番地 先(マネキン甲府北側交差点)	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三三	町道石 橋石和 線	東八代郡石和町小石和一、七三〇番地の二先(水谷隆方南側交差点)	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三四	町道八 代芦川 三珠線	東八代郡八代町竹居五六八番地 先(杉山勝方南側)	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三五	町道	東八代郡八代町北一、七〇九番地 先(サンマート八代店西側)	一	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三六	市道	塩山市上井尻一四八番地先(佐々木精義方北側交差点)	一	塩山	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三七	町道	塩山市藤木一、八八三番地の二先(峡東鍍金塗装南側交差点)	一	塩山	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三八	町道四 日市場 線	都留市つる一丁目一五番六号先 (小俣兵一方北側交差点)	一	都留	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八三九	町道	都留市四日市場七五〇番地先(都留第二中学校正門前)	一	都留	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八四〇	町道	都留市下谷三丁目四番一〇号先 (渡辺公広方北側)	一	都留	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八四一	町道城 山東五 号線	南都留郡秋山村二、三四八番地 先(秋山大橋南詰交差点)	二	都留	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八四二	村道	富士吉田市上吉田一、五二八番地 先(市立病院南側出入口前)	一	富士吉田	平成一三年二月二七日 告示第五五号
四、八四三	町道	南都留郡河口湖町船津一、一六四番地先(河口湖南中学校正門前)	一	富士吉田	平成一三年二月二七日 告示第五五号

四、八四三	村道	南都留郡忍野村忍草三、〇九八番地の先(さかな公園前)	富士	平成十三年二月二十七日 告示第五号
四、八四四	村道	南都留郡山中湖村山中七〇八番地先(有丸一高村本店前)	富士	平成十三年二月二十七日 告示第五号
四、八四五	県道河上線	南都留郡足和田村西湖二〇七番地の先(西湖畔キャンプ場・西湖ドライブイン前)	富士	平成十三年二月二十七日 告示第五号
四、八四六	市道殿上線	大月市猿橋町殿上五九四番地先(桂台下駅前交差点)	大月	平成十三年二月二十七日 告示第五号

に改める。

別表第十四中

一、三〇	県道若草双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪四一三番地先(開国橋西交差点)から八田村野牛島一、四二番地の先(現道との交差点)までの両側	車両(原付)を引く	五〇	原小笠	平成十二年二月二十八日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	-----	----------------------

を

一、三〇	県道若草双葉線	中巨摩郡白根町上今諏訪四一三番地先(開国橋西交差点)から八田村野牛島一、四二番地の先(現道との交差点)までの両側	車両(原付)を引く	五〇	原小笠	平成十二年二月二十八日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	-----	----------------------

に

一、二二	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町藤田一、五三番地先(五味盛吉西方側交差点)から中巨摩郡若草町藤	車両(原付)を引く	五〇	原小笠	平成十二年三月三日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	-----	--------------------

二、二四	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町浅原一七番地先(浅原橋西交差点)から中巨摩郡若草町鏡中条三三番地の先(公園一先)までの両側	車両(原付)を引く	五〇	原小笠	平成十二年二月二十七日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	-----	----------------------

を

一、八四	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三番地の先(小山巖西)から八田村野牛島一、四二番地の先(現道との交差点)までの両側	車両(原付)を引く	四〇	小笠	平成十二年二月二十八日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	----	----------------------

に

一、八四	県道若草双葉線	中巨摩郡若草町鏡中条三三番地の先(小山巖西)から八田村野牛島一、四二番地の先(現道との交差点)までの両側	車両(原付)を引く	四〇	原小笠	平成十二年二月二十八日 告示第五号
------	---------	--	-----------	----	-----	----------------------

を

一、七五	市道東居寺道	山梨市鴨居寺三三番地先(市民体育館東交差点)から塩山市下塩後三九	車両(原付)を引く	四〇	日下部	平成十二年四月一日 告示第五号
------	--------	----------------------------------	-----------	----	-----	--------------------

に

一、 三七、 五	一、 三六、 五	一、 三五、 五	一、 三四、 五
ウラ プ草道梨豊崎県 エン内ラ路環富櫛道 イブ F ン若状山線形 荊	ウラ プ草道梨(豊崎県 エン内ラ路環新富櫛道 イブ D ン若状山線形 荊	ウラ プ草道梨(豊崎県 エン内ラ路環新富櫛道 イブ B ン若状山線形 荊	ウラ プ草道梨(豊崎県 エン内ラ路環新富櫛道 イブ A ン若状山線形 荊
中巨摩郡若草町鏡 中条二、若草一、五、六番 交差(若草)から中巨 摩郡若草町鏡中条 二、八〇番地先 と(Bラン)の合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡 中条二、外一、二、九番 地先(外)から中巨 分(外)から中巨 摩郡若草町鏡中条 二、四、一、番地先 と(Aラン)の接続部)まで	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一、六、〇番 地の先(一、六、〇番 部)から中巨摩郡 若草町鏡中条二、 一、六、一、番地先 (内)の接続部)まで	中巨摩郡若草町鏡 中条二、一、四、一、番 地の先(一、四、一、番 エ)から中巨摩郡若 エ)から中巨摩郡若 から中巨摩郡若草 町鏡中条二、一、六 五番地先(若草)ラ 五番地先(若草)ラ ま(若草)ラ
一一五	二七〇	二七〇	三三五
除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引
四〇	四〇	四〇	四〇
原小笠	原小笠	原小笠	原小笠
平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号

四、 一、 五	四、 一、 五	四、 一、 五	四、 一、 〇、 五	三、 九、 五	三、 八、 五
市線沢県 道谷村戸	本市線山県 線勝沼塩	農九野市道 道原道西	線宮県線一町岸吹市 山道三道線川道 梨一 号一 右笛	号野町 線九道西	線形町 若草櫛
八都留市法能一、 から四番市北交(都 バ都留市北交(都 八都留市北交(都 バ都留市北交(都 八都留市北交(都	気地町から鈴一塩 商の山一東正〇市 会七、先、山梨方西二、 まで西側交小六勝沼 の西側交小六勝沼 の西側交小六勝沼	側先西差一 交(野点)号山 差(野点)号山 差(野点)号山 差(野点)号山	側交の力点四中東 交(野点)号山 交(野点)号山 交(野点)号山	側先、摩、先、野、中 交(野点)号山 交(野点)号山 交(野点)号山	側交地町から中巨 交(野点)号山 交(野点)号山 交(野点)号山
二、 九、 五〇	一、 二、 〇〇	一、 三、 〇〇	三、 八、 〇〇	三、 五、 〇	一、 三、 〇〇
除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引	除く、けん付を引
三〇	四〇	四〇	三〇	四〇	四〇
都留	塩山	塩山	部日石 下和	原小笠	原小笠
平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号	平成一三年二月三日 告示第五号

寺西交 差点)		
------------	--	--

三、三五六	削除	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
三、三五七	削除	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
三、三五八	削除	日下部	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
三、三五九	削除	日下部	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

六、二二九	市道 吉祥寺線	富士吉田市上吉田一、〇五四番地先(中沢組南側)	富士吉田 五九・九・一〇 四三三号
六、二三〇	市道 吉祥寺線	富士吉田市上吉田一、〇五三番地先(和光徳太郎北側)	富士吉田 五九・九・一〇 四三三号

六、二二九	削除	富士吉田	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
六、二三〇	削除	富士吉田	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

七、三四四	市道	甲府市向町三八七番地先(萩原和一方南側)	南甲府 六三・二・二九 六号
七、三四五	市道	甲府市向町四二七番地の二先	南甲府 六三・二・二九

清水春子方北側)		六号
----------	--	----

七、三四四	削除	南甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
七、三四五	削除	南甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

七、五五一	町道	西八代郡市川大門町向新田三、七五九番地の二先(市川大門三、イパスとの交差点)	市川 六三・一・一〇 二八号
-------	----	--	----------------------

七、五五一	削除	市川	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
-------	----	----	-----------------------

八、二四六	市道	甲府市和戸町一四五番地先(「保坂武」方北側)	甲府 三四・八・六 三三三号
八、二四七	市道	甲府市和戸町四九〇番地先(「吉井巖」方南側)	甲府 三四・八・六 三三三号

八、二四六	削除	甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
八、二四七	削除	甲府	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

八、七〇六	県道	南都留郡秋山村三、二三五番地	都留 平七・三・一六
-------	----	----------------	---------------

一〇、三〇五	町道	西八代郡六郷町宮原五三一番地	市川	平成一三年一二月八日 告示第四七号
一〇、三〇五	町道	西八代郡六郷町宮原五三一番地 先(井上宰将方北西角交差点西側・東進車両)	市川	平成一三年一二月八日 告示第四七号
九、九五二	削除		葦崎	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
九、九五二	町道 登美団 地大屋 敷線	北巨摩郡双葉町竜地三、六〇五番地先(鳥ヶ池二コータウン西側交差点東側・西進車両)	葦崎	平一三・四・一 告示 第二一 号
九、一二五	削除		南甲府	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
九、一二五	県道 富島田 敷線	中巨摩郡竜王町篠原一、六九二番地先(望月甲三郎方東側・北進車両)	南甲府	平九・八・一四 告示 第四一 号
八、七〇六	削除		都留	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
	四日市 場上野 原線	先(秋山トンネル南側)		告示 第一五 号

一〇、三〇六	国道一四〇号	先(井上宰将方北西角交差点西側・東進車両)	甲府	月八日 告示第四七号
一〇、三〇七	国道一四〇号	甲府市横根町九六四番地先(十郎橋西交差点左折導流部出口・東進車両)	甲府	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
一〇、三〇八	町道一〇号線	甲府市横根町九四六番地の二先(英和学院正門前交差点南側・北進車両)	甲府	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
一〇、三〇九	県道新形 豊嶺山 梨環状 道路連 絡	中巨摩郡田富町白井阿原一、五七七番地の四三先(山梨貨物自動車北側・西進車両)	南甲府	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
一〇、三二〇	町道	中巨摩郡田富町西花輪二、七二五番地の六先(クスリのサンロード西側・南進車両)	南甲府	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
一〇、三三一	県道新形 豊嶺山 梨環状 道路連 絡	中巨摩郡若草町鏡中条二、一四一番地先(Dランブウェイとの接続部北側・南進車両)	小笠原	平成一三年一二月二七日 告示第五五号
一〇、三三二	県道新形 豊嶺山 梨環状 道路連 絡	中巨摩郡若草町鏡中条二、一八〇番地先(Bランブウェイとの合流部南側・北進車両)	小笠原	平成一三年一二月二七日 告示第五五号

一〇、三三四	町道	東八代郡石和町川中島一、六〇	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三三	町道	東八代郡石和町八田四九〇番地の五四先(石和タクシー北側・東進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三二	県道高瀬富沢線	南巨摩郡富沢町富士二四、五五九番地の二先(中華料理珍竹林南側・東進車両)	南部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三一	村道泉川線	北巨摩郡大泉村西井出八六〇番地の一先(斉藤義治方南方交差点東側・西進車両)	長坂	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三〇	村道泉川線	北巨摩郡大泉村西井出九二四八番地先(斉藤義治方南方交差点東側・東進車両)	長坂	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二九	町道	中巨摩郡白根町西野二、二九四番地の一先(徳洲会病院北東角交差点東側・西進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二八	町道	中巨摩郡白根町西野二、〇八四番地先(徳洲会病院北東角交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二七	町道西野九六号線	中巨摩郡白根町西野二、〇五四番地の一先(芦沢秀樹方西側交差点南側・北進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二六	町道	中巨摩郡若草町鏡中条二、一五三番地先(五味盛吉方北側・西進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二五	町道	中巨摩郡若草町鏡中条二、〇二五番地先(新山梨環状道路若草ランプ南方約三〇〇メートル十字路交差点西側・東進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二四	町道	中巨摩郡若草町鏡中条三、四四六番地先(小野一方南側・東進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二三	県道山梨環状道路(新山梨線)	中巨摩郡若草町鏡中条一、五〇六番地先(油川下流側道橋西詰・西進車両)	小笠原	平成一三年二月二七日 告示第五五号

一〇、三三五	市道	塩山市西広門田七六番地の一先(那須喜家方東側・北進車両)	塩山	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三四	市道	塩山市西広門田二〇七番地の二先(三科嘉徳方東側・南進車両)	塩山	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三三	町道	東山梨郡牧丘町倉科四、一九八番地先(前島茂方東側・南進車両)	日下部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三二	町道(側道)	東山梨郡春日居町桑戸一、五九五番地の一先(笛吹川右岸線との丁字路交差点西側・東進車両)	日下部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三一	市道市役所前線	山梨市上神内川一、三八〇番地先(万力大橋東詰・北進車両)	日下部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三三〇	市道	山梨市上神内川一、五二〇番地先(小林信夫方西側・北進車両)	日下部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二九	市道	山梨市上神内川一、五四九番地先(平山義重方東側・北進車両)	日下部	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二八	村道	東八代郡境川村石橋二、〇九二番地先(JA境川村東側・北進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二七	町道	東八代郡一宮町中尾一、四二九番地先(萩原誠方東側・北進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二六	町道	東八代郡一宮町竹原七、一八番地先(古屋雅巳方西側・南進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二五	町道	東八代郡一宮町国分四、一五番地の一先(小林志げ子方西側・北進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇、三二四	町道	七番地の二二先(依田酒店西側・西進車両)	石和	平成一三年二月二七日 告示第五五号

一〇、三四八	市道武蔵六号	富士吉田市竜ヶ丘三丁目五番三七号先(和食飛鳥南側・東進車	富士吉	平成一三年二月二十七日
一〇、三四七	市道武蔵六号線	富士吉田市竜ヶ丘三丁目一番一五号先(八ダカシ竜ヶ丘店北側・西進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四六	市道西丸尾三号線	富士吉田市ときわ台一丁目七番二八号先(興亜火災海上保険(株)富士吉田支社西側・北進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四五	市道西丸尾三号線	富士吉田市竜ヶ丘三丁目一番一〇号先(道志屋倉庫西側・南進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四四	市道山口線	富士吉田市下吉田一、五六九番地先(お茶屋町東交差点丁字路交差点東側・西進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四三	村道	南都留郡秋山村一、三四八番地先(秋山大橋南詰交差点北東側・西進車両)	都留	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四二	村道	南都留郡秋山村二、三四八番地先(秋山大橋南詰交差点北側・南進車両)	都留	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四一	市道	都留市小形山一番地の四先(株山梨龍電社東側・北進車両)	都留	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三四〇	市道	都留市夏狩三、三八七番地先(山梨日立建機(株)東側・南進車両)	都留	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三三九	市道	塩山市下於曾一、三二五番地先(ク口ガネヤ塩山店駐車場南側・西進車両)	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三三八	農道花園地区幹線一	塩山市西野原九九番地の一先(中川公貴方東側・北進車両)	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三三七	農道花園地区幹線一	塩山市西野原三九四番地先(淡野薫方東側・南進車両)	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三三六	市道	塩山市下塩後三五四番地先(中村政勝方北側・東進車両)	塩山	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

に改める。

一〇、三四九	線	南都留郡忍野村忍草九〇〇番地の四四先(居酒屋大福南側交差点西側・東進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五〇	村道	南都留郡忍野村忍草九〇〇番地の四四先(居酒屋大福南側交差点東側・西進車両)	富士吉	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五一	市道	大月市大月町真木七六〇番地の一先(NEC大月工場従業員第二駐車場東側・北進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五二	市道	大月市大月町真木七七四番地の一先(NEC大月工場従業員第一駐車場東側・北進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五三	市道	大月市大月町真木七七八番地の一先(NEC大月工場従業員第一駐車場南側・北進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五四	市道	大月市大月町真木七七九番地の六先(NEC大月工場従業員第一駐車場西側・南進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五五	市道橋北線	大月市七保町下和田八三〇番地先(古見金弥方東側・北進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五六	市道	大月市猿橋町殿上四〇三番地の一先(久島久子方西側・南進車両)	大月	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五七	町道	北都留郡上野原町鶴川一、四〇九番地先(市川リース東側・南進車両)	上野原	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五八	町道	北都留郡上野原町新田一、〇九八番地先(有賀義人方南側・東進車両)	上野原	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三五九	町道	北都留郡上野原町上野原一、七八八番地先(白倉光雄方南側・南進車両)	上野原	平成一三年二月二十七日 告示第五五号
一〇、三六〇	村道	北都留郡小菅村三、九三二番地先(奥秋製作所西側・南進車両)	上野原	平成一三年二月二十七日 告示第五五号

別表第十七中

一、一八八	県道 若草 葉線 双道	中巨摩郡若草町 藤田二、一五三 番地先（五味盛 吉方西側交差点 ）から 中巨摩郡若草町 藤田二、〇八五 番地先（三木正 男方所有畑西側 交差点）までの 両側	二、〇〇〇	車両	終日	小笠原	平成二三年 八月二五 告示第二五号
-------	----------------------	--	-------	----	----	-----	-------------------------

一、一八八	県道 若草 葉線 双道	中巨摩郡若草町 浅原一七番地 の先（浅原橋 西交差点）から 中巨摩郡八田村 野牛島一、四 番地先（現道 との丁字路の 点）までの両側	九、四三〇	車両	終日	小笠原	平成二三年 二月二七 告示第五号
-------	----------------------	--	-------	----	----	-----	------------------------

一、一三三	県道 若草 葉線 双道	中巨摩郡若草町 鏡中条三三番 地の先（小山 巖方西方十字 交差点）から 中巨摩郡八田村 野牛島一、四 番地先（現道 との丁字路の 点）までの両側	六、五八〇	車両	終日	小笠原	平成二二年 八月二五 告示第五号
-------	----------------------	---	-------	----	----	-----	------------------------

一、一三三	削除					小笠原	平成二三年 二月二七 告示第五号
-------	----	--	--	--	--	-----	------------------------

一、二六一	市道 鴨居寺 東居後 東線 敷小後 敷屋屋	山梨市鴨居寺 三九番地先（ 民体館東交 点）から 塩山市下塩 橋九番地先 （秋男方東 側交差点）ま での両側	二、一〇〇	車両	終日	日下部 塩山	平成二二年 四月二五 告示第五号
-------	--------------------------------------	--	-------	----	----	-----------	------------------------

一、二六一	市道 鴨居寺 東居後 東線 敷小後 敷屋屋	山梨市鴨居寺 三九番地先（ 民体館東交 点）から 塩山市下塩 橋九番地先 （秋男方東 側交差点）ま での両側	二、四七〇	車両	終日	日下部 塩山	平成二三年 二月二七 告示第五号
-------	--------------------------------------	--	-------	----	----	-----------	------------------------

一、二六九	市道 コモア 西線 コモア	北都留郡上野原 北四郡津原 町六番地二、 七先（コモア 路交差点）か ！北都留郡上 野原 北四郡津原 町八番地四、 （津島田尻と の方）の丁字 路の交差点と ）までの両側	九五〇	車両	終日	上野原	平成二三年 一月二四 告示第四号
-------	------------------------	---	-----	----	----	-----	------------------------

一、二六九	コモア		九五〇	車両	終日	上野原	平成二三年
-------	-----	--	-----	----	----	-----	-------

一、二七四	市道西	塩山市熊野一三	一、二七三	市道	山梨市上神内川一、五、四、九番地(平山義重方東側)から山梨市上神内川一、五、二〇番地(小林信夫方東側)までの両側	一、二七二	町道西野九線	中巨摩郡白根町西野二、三三〇番地(総合病院入口交差点)から中巨摩郡白根町西野二、〇〇番地の一先(芦沢秀樹方西側)までの両側	一、二七一	町道櫛形若草線	鏡中条二、八三番地先(下今井東交差点)から中巨摩郡若草町下今井三〇番地(今井三〇番地下)までの両側	一、二七〇	国道一四〇号(西関東連絡道路)	甲府市横根町九郎橋西交差点(六甲市横根町から甲府市横根町九郎橋西交差点)の入口交差点(英和学院)	西一線	町四方津二、四、五番地(コモアル線)との十字路交差点から北都留郡上野原町四方津二、四、五番地の一先(津道野田尻四先)までの両側
一、三〇〇	車両	終日	一四五	車両	終日	三五〇	車両	終日	一、三〇〇	車両	終日	二二〇	車両	終日	原	
平成一三	告第五号	平成一三	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第五号	告第一四号	

一、二七九	市道東山五線	富士吉田市上吉田一、七、二三番地(イツ)	一、二七八	市道石中団線	富士吉田市上吉田四、〇九三番地(藤義昭方西側)から富士吉田市上吉田四、〇二九番地(三番地)の西側(宮西吉田団)までの両側	一、二七七	市道熊野六線	富士吉田市上吉田五、一、二番地(市営上宿南側)から富士吉田市上吉田四、五〇番地(桑原方前)までの両側	一、二七六	県道谷戸線	都留市法能一、六、四番地(都留八幡イバ)の交差点(イバ)から八幡イバ(湯八幡)までの両側	一、二七五	市道勝沼線	塩山市牛久保二、〇番地(鈴木政範方西側)から山梨市勝沼町(梨郡五勝町)の西側(小沢電気の商會西側)までの両側	九原三線	六番地先(国道)との十字路交差点(四路山)の西側(清正喜方西側)の交差点(清正喜方西側)までの両側
七五〇	車両	終日	九〇	車両	終日	一、一〇〇	車両	終日	二、九五〇	車両	終日	一、二〇〇	車両	終日	吉田	
平成一三	告第一二七号	平成一三	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	告第一二七号	

七二	七二	七〇	六九
ウラブ草道梨(豊崎県) エン内ラ路環新富櫛道 イブDン若状山線形 ーイブDン若状山線形	ウラブ草道梨(豊崎県) エン内ラ路環新富櫛道 ーイブDン若状山線形	ウラブ草道梨(豊崎県) エン内ラ路環新富櫛道 イブBン若状山線形	ウラブ草道梨(豊崎県) エン内ラ路環新富櫛道 ーイブAン若状山線形
中巨摩郡若草町鏡中条二、一五六番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一四一、一四二番地先(若草ランブウエイとの接続部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一六〇番地先(若草ランブウエイとの接続部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一四一、一四二番地先(若草ランブウエイとの接続部)まで
一一五	二七〇	二七〇	三三五
車両	車両	車両	車両
終日	終日	終日	終日
小笠原	小笠原	小笠原	小笠原
平成一三年一月二七日 告示第五五号	平成一三年一月二七日 告示第五五号	平成一三年一月二七日 告示第五五号	平成一三年一月二七日 告示第五五号

一五四	一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	一四九
崎道 嶺形	歩草道梨(豊崎県) 道北ラ路環新富櫛道 ー側) 道北ラ路環新富櫛道	線草道 双葉	豊崎 嶺形	道東(四国) 連(西〇) 絡(関号一)	線向教町 新通田 田り文	線向教町 新通田 田り文
中巨摩郡若草町鏡中条二、一五六番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一六五番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一七〇番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一七〇番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	中巨摩郡若草町鏡中条二、一七〇番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	西八代郡市川大門町一、七七六番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで	西八代郡市川大門町一、七七六番地先(若草ランブウエイとの合流部)まで
小笠原	小笠原	小笠原	南甲府	甲府	市川	市川
平成一三年二月二七日 告示第五五号	平成一三年二月二七日 告示第五五号	平成一三年二月二七日 告示第五五号	平成一三年二月二七日 告示第五五号	平成一三年二月二七日 告示第五五号	平成一三年二月八日 告示第四七号	平成一三年二月八日 告示第四七号

に改める。
別表第十九号

一五六	市道東 小屋敷 一屋敷 後道東 二屋敷 市道 三下 六号線	山梨市東後屋敷八九〇番地の先 （清水橋西詰交差点）から山梨市 塩山東後屋敷五六四番地の先 （東後屋敷交差点）までの両側歩道 （一、〇六五メートル）	日下部 平成十三年二月二 七日 告示第五五号
一五五	町道西 野道九 号線	中巨摩郡白根町西野二、三三〇番 地先（総合病院入口交差点）から 中巨摩郡白根町西野二、〇五四番 地の一先（芦沢秀樹方西側交差点 ル）までの両側歩道（三五〇メー トル）	小笠原 平成十三年二月二 七日 告示第五五号
	豊富線 （新山 梨環状 道路若 草ラッ プ南側 歩道）	側）から中巨摩郡若草町鏡中条一 、五〇六番地先（油川下流側道橋 西詰）までの歩道（四六〇メー トル）	告示第五五号

に改める。

別表第二十三中

二九	国道 二〇号 線	北巨摩郡双葉 町下今井一 八下今井一 （下今井交 点）下り線、東 ルの区間）	同上交 差点へか ら東へ 五〇メ ートル の区間	西進 する 車両	葦崎 平元・二・九 三号
----	----------------	---	---	----------------	--------------------

を

二九	国道二 〇号	北巨摩郡双葉 町下今井一 八下今井一 （下今井交 点）下り線、東 ルの区間）	同上交 差点へか ら東へ 五〇メ ートル の区間	西進 する 車両	葦崎 平成元年二月 九日 告示第三号
三〇	県道形 崎櫛	中巨摩郡田富 町白井阿原一			南甲 平成十三年一 二月二七日

三二	豊富線 （新山 梨環状 道路内 回道路）	側）から中巨摩郡若草町鏡中条一 、五〇六番地先（油川下流側道橋 西詰）までの歩道（四六〇メー トル）	小笠原 平成十三年二月二 七日 告示第五五号
三四	国道一 三七号	富士吉田市松山五丁目一〇番 （一三三号先（富士吉田警察署前	富士 平成十三年二月一 五日 告示第四号
一四	国道一 三七号	富士吉田市松山五丁目一〇番 （一三三号先（富士吉田警察署前	富士 平成十三年二月一 五日 告示第四号
一五	県道若 草双葉 線	中巨摩郡若草町藤田四、五六 七番地の先（渡辺時光方南 側交差点）	小笠原 平成十三年二月二 七日 告示第五五号
一六	市道下 於首三 七号線	塩山市上於首三五〇番地先 （塩山消防署前）	塩山 平成十三年二月二 七日 告示第五五号

に改める。

別表第二十四中

を

一四	国道一 三七号	富士吉田市松山五丁目一〇番 （一三三号先（富士吉田警察署前	富士 平成十三年二月一 五日 告示第四号
一五	県道若 草双葉 線	中巨摩郡若草町藤田四、五六 七番地の先（渡辺時光方南 側交差点）	小笠原 平成十三年二月二 七日 告示第五五号
一六	市道下 於首三 七号線	塩山市上於首三五〇番地先 （塩山消防署前）	塩山 平成十三年二月二 七日 告示第五五号

に改める。
別表第三十三中

一〇一	国道四一 四二二号	甲府市和戸町六二六番地先（和戸西交差点）	四	平成一二年二月二四日 告示第五一号
-----	--------------	----------------------	---	----------------------

を

一〇一	国道四一 一号	甲府市和戸町六二六番地先（和戸西交差点）	四	平成一三年二月二四日 告示第五一号
一〇二	国道一四 〇号	甲府市横根町九六四番地先（十郎橋西交差点）	五	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇三	国道一四 〇号（西 関東連絡 道路）	甲府市横根町九五一番地の二先（英和学院前）ターリー入口交差点	一	平成一三年二月二七日 告示第五五号
一〇四	国道一四 〇号（西 関東連絡 道路）	甲府市横根町九四九番地の二先（英和学院入口交差点）	一	平成一三年二月二七日 告示第五五号

に

五七	県道 甲府市川 大門線	中巨摩郡昭和町西条一、五一四番地先（昭和バイパス・昭和水源入口交差点）	二	平一・一〇・一五 二七号
----	-------------------	-------------------------------------	---	-----------------

を

五七	県道甲府市川大門線（昭和バイパス）	中巨摩郡昭和町西条一、五一四番地先（昭和水源入口交差点）	三	平成一三年二月二七日 告示第五五号
----	-------------------	------------------------------	---	----------------------

に

四〇	国道 一四〇号	東八代郡石和町松本七〇一番地の二地先（彩甲斐橋北詰交差点）	三	平一〇・四・三〇 告示第二号
----	------------	-------------------------------	---	-------------------

を

に改める。

四〇	国道一四 〇号	東八代郡石和町松本七〇一番地の二先（彩甲斐橋北詰交差点）	三	平成一〇年四月三〇日 告示第二号
四一	県道山梨 御坂線	東八代郡一宮町国分一、一六六番地先（四の橋北詰交差点）	一	平成一三年二月二七日 告示第五五号

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十二月二十六日までとする。
平成十三年十二月二十七日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第三号（別表第五）	ドルパコ	株式会社ネット	一四〇五三五
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 動植物特別電	CR北斗の拳	サミー株式会社	一〇〇四一一
タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中西区見寄町一二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電	CRパチンコシアターX	タイヨーエレクトリック株式会社	一〇〇五四五

